政　令

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年四月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十四年五月一日とする。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦

地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年四月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三十七号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百二十五条」を「第二百二十三条」に、「第二百二十六条」を「第二百二十四条」に改める。

第二編第三章中第百二十一条の三の二を第百二十一条の五とし、第百二十一条の三を第百二十一条の四とし、第百二十一条の二の次に次の一条を加える。

第百二十一条の三　地方自治法第九十六条第二項に規定する議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第八条第一項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十一条第四項（同法第百七十七条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項（同法第十八条第二項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項及び第十五条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第十六条第四項及び第五項（これらの規定を同法第百七十八条第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十条（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項及び第三項（これらの規定を同法第百七十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六条及び第二十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十四条第六項（同法第五十八条第六項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項から第三項まで、第五十九条第一項及び第六十一条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項（同条第五項及び同法第六十九条第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第二項、第七十七条第三項、第八十五条第一項、第八十九条第二項、第九十六条第二項、第九十七条第四項、第六項及び第七項並びに第百二条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）並びに第百三条第一項（同条第五項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）及び同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定、同法第百五条第十三項（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十六条第二項及び第二十七条第二項の規定並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百七条第二項及び第三項並びに第百十九条第一項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第百三十四条第二項及び第百三十九条から第百四十一条まで（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十四条（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百四十五条並びに第百五十一条第一項並びに第百五十二条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件

二　災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務に係る事件

第百四十条の五第一項中「第百二十一条の三第一項」を「第百二十一条の四第一項」に改め、同条第二項中「第百二十一条の三第二項」を「第百二十一条の四第二項」に改める。

附　則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月一日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫

厚生労働大臣　小宮山洋子

省　令

○厚生労働省令第八十一号

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）第三条第一項（同令第十五条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十五日

厚生労働大臣　小宮山洋子

放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則第三条第一項に規定する放射性物質等の廃棄の委託を受ける者を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第二百号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「社団法人日本アイソトープ協会」を「公益社団法人日本アイソトープ協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年四月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四一四七	二四、四、六	濱田卓二郎
四一四八	二四、四、六	小坂　浩
四一四九	二四、四、六	安藤　竜太
四一五〇	二四、四、六	片山　輝夫
四一五一	二四、四、六	松本　光世